



久留米広域連携中枢都市圏
変更連携協約書



久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更
する協約

名

久留米市（以下「甲」という。）と大刀洗町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、平成28年2月23日付けで締結した久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表（2）高次の都市機能の集積・強化に関する取組の表を次のように改める。

| 取組の内容 | 甲の役割 | 乙の役割 |
|--|---|---|
| 文化施設・交通結節機能など、圏域の中心拠点機能の集積・強化を図り、圏域の高次都市機能を活かしたにぎわいづくりを推進する。 | 中心拠点機能の集積・強化や、圏域の高次都市機能を活かしたにぎわいづくりに取り組む。 | 久留米市と連携・協力して、圏域の高次都市機能を活かしたにぎわいづくりに取り組む。 |
| 診療情報ネットワークの充実や圏域での救急医療体制の整備など、地域医療の連携及び救急医療の更なる充実を図る。 | 関係機関と調整を図り、診療情報ネットワークの充実や圏域での救急医療体制の整備に取り組む。 | 久留米市と連携・協力して、診療情報ネットワークの充実や圏域での救急医療体制の整備に取り組む。 |
| 大学等と連携し、その機能を活用して、圏域の行政課題・地域課題の解決に繋げる。 | 大学等との調整を図り、圏域の行政課題・地域課題の解決に向け、大学等と連携した施策の検討・研究・実施に取り組む。 | 久留米市と連携・協力して、圏域の行政課題・地域課題の解決に向け、大学等と連携した施策の検討・研究・実施に取り組む。 |

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月25日

甲 福岡県久留米市城南町15番地3

久留米市

久留米市長 原 口 新 五



乙 福岡県三井郡大刀洗町大字富多819番地

大刀洗町

大刀洗町長 中 山 哲 志



見
部
よ

協
欠
た
取

協
ネ
や
本

上。

協
文
解

ニ
寸

)

